

# 法教育

法教育

センターニュース

No. 26

2019年3月5日

第26号

Law-Related Education

発行 神奈川県弁護士会法教育委員会

## 巻頭言

神奈川県弁護士会  
副会長 村松 剛



副会長になる前、いろいろなところで法教育の話をする機会を頂き、「そもそも法教育ってなに?」とよく尋ねられました。そんなとき私は、「法というメガネを通じて社会を見る力を育むものですよ。」と答えていました。また、もう少し中身に踏み込んで「人と社会(集団)の関係を考える力を育むもの。」と答えることもありました。これは、「人は自分たちが所属する社会をどのように作るのか、一方、社会は構成員である個々の人をどのように扱うのか。」という観点から社会の問題を考える力をつけること、そのための視点を提供しスキルを育むものということです。このように少し偉そうに法教育の意義を語ってきた私は、昨年4月に神奈川県弁護士会副会長となり、会員と弁護士会の関係を考えるという法教育の実践にどっぴりと身を置くことになりました。

司法改革の波を受けて、司法修習時代に国から給費や給付金を受けられなかった世代があり、弁護士会がその世代に対して経済的な支援をすることは是非が問題となりました。これは、会員から集めた会費をどう使うかの問題ですから、配分的正義を視点とする問題です。また、経済的な支援は会の財政に負担を生じさせるわけですから、将来の会員に対する影響を考えないといけませんし、弁護士会から給与を得ている弁護士会職員に対する影響も考えないといけません。つまり、議決権を現在行使できる会員の利害だけでなく、時間的・空間的な視点も必要となってきます。こう考えると、主権者教育で取り上げられた「主権者」の意味がオーバーラップしてきます。

市民からの信頼にこたえるため、弁護士会が主催する法律相談の担当から不祥事を起こした会員を外すべきだとの議論が提起されました。この問題をペナルティと考えれば匡正の正義が視点となりますし、法律相談担当という利益の割り当てと考えれば配分的正義が視点となります。

このような視点をもとに、問題に対する解を求めていくこととなりますが、当然のことながら人それぞれ考え方が異なります。そのため、最終的な結論に辿り着くまでには、説得し説得される作業を重ねることになります。そこでは、深い議論あるいは密なコミュニケーションが極めて大切だと感じます。法教育は、活動的な学習を通じて法的概念を習得・活用し、課題を解決する力を培うことを目指していますが、大人である私も、以上のような法教育の実践を通じて多くのことを学びました。蛇足ながら、このような法教育の学びは、これから学校教育で重視されることになる「主体的・対話的で深い学び」と軌を一にしています。

男女共同参画社会の実現に向けて、弁護士会では男女共同参画基本計画を策定することになりました。計画では、会長や副会長、委員長や副委員長に女性が一定割合就くことを目標に掲げていますが、その数値目標を会員に押し付けてはいけなく考えます。なぜなら、冒頭に述べた「人と社会の関係」を考える上で大切なのは、「個人の尊重」という法的価値であり、社会(集団)のために個人があるのではないからです。

法的価値である「正義」という概念に学校の先生はピンと来ないように感じられます。そこで私は、これを「納得」という言葉で置き換えて説明しています。結局のところ、正義あるいは社会の有り様は、人々の意識や感覚に大きく依拠しているのだと思います。一人ひとりが尊重される社会を実現するために、弁護士会が行っている「法のメガネで社会を見る」法教育の役割はとて大きいと信じています。4月になったら再び、そんな法教育活動に復帰します。

## 高輪中学校 裁判傍聴引率

平成30年10月26日、高輪中学校の3年生を対象に、裁判傍聴の引率をしました。参加者は、社会科学で、いくつかの候補地の中から、裁判傍聴を希望した生徒でした。ほとんどの生徒にとっては、裁判傍聴や、刑事手続に触れる経験自体も初めてとのことでした。傍聴開始までの時間が短かったため、公判手続の大まかな説明のみを行い、裁判傍聴に臨みました。

傍聴した事件は、被告人が、交通事故現場に臨場した警察官に対し、暴行をしたという、公務執行妨害罪の事案でした。当時、被告人は軽度の飲酒状態でした。被告人は、暴行の事実は認めているものの、暴行に至る経緯について争っていたことから、一部否認事件になる可能性があります。しかし、最終的には公訴事実の内容自体には争いがないとして、自白事件となりました。即日判決言い渡しとなり、被告人の前科が多かったことなどが考慮され、求刑1年に対し、7カ月の実刑判決が出ました。

弁護士会に戻ってからは、事件を振り返りながら公

判手続を検討し、残った時間で、質疑応答と引率弁護士との普段の仕事の話などをしました。判決まで45分程度（10分程度の休憩含む）と比較的展開が早かったことや、公務執行妨害罪というあまり馴染みのない事件類型であったことから、一度の傍聴で公判の内容を理解するのはなかなか難しかったようです。それでも、入廷時の被告人の様子や判決の内容など、良く見聞きしているなど感心する場面が何度もありました。即日判決であったこともあり、刑事裁判の雰囲気を感じてもらうには良い機会になったのではないかと思います。

私自身は、裁判傍聴では、刑事手続の内容を理解してもらうことよりも、刑事裁判の世界や弁護士の仕事の世界を知ってもらうことがより大切だと思っています。どちらも、事前のイメージとは違うと感じる生徒が多いので、より多くの裁判傍聴の申し込みをお待ちしています。

(法教育委員会委員 川邊 優喜)

## 横浜翠嵐高等学校 弁護士会訪問

横浜翠嵐高等学校の弁護士会訪問では、検察庁が作成した模擬裁判用DVDを用いて刑事訴訟手続の説明と事実認定を行い、最後に質問を受け付けました。生徒には事案の概要を把握した時点で被告人が有罪か無罪かを第一印象で答えてもらったところ、有罪が4名、無罪が36名と大多数が無罪という判断でした。その理由を数人の生徒に聞いてみたところ、しっかりとした理由付けができていたため、その後予定していたDVDでの評議の場面を見せることを中止し、実際に生徒に評議をしてもらいました。有罪と判断した4名には検察官役を、その他の生徒には弁護人役を担当してもらいました。細かい事情まで十分に把握した上で活発な議論が行われ、最終的には当初の判断を変更する生徒も数名おり、充実した時間になったのではないかと思います。

その後の質問においては、「なぜ刑事訴訟手続では民事訴訟手続と比べて当事者の挙動が細かく法定されているのか」「間接事実に基づく推認と単なる推測の違いはどこにあるのか」など、非常に高度で核心的な

質問がされ、私も少し考えないと簡単には答えられないような場面もありました。また、お決まりの年取に関する質問や弁護士になったきっかけに関する質問もされました。私の話が生徒の進路決定の一助になれば幸いです。

私が以前出前授業に行った中学校で私の授業を受けたという生徒が挨拶に来てくれ、私も歳を取ったもんだと少し凹みました（先輩方、怒らないでくださいね（笑））。それとともに高校に進学しても法教育に興味を持って積極的に学ぼうとしてくれる生徒がいてくれることに大きな喜びと希望を持つことができました。

横浜翠嵐高等学校はここ数年弁護士会訪問を申し込んでくれており、私は3年連続で担当しています。毎年非常に優秀な生徒が来てくれるので白熱した議論が交わされ、私も大きな刺激を受けつつ、この生徒たちがこれから法曹を目指してくれれば本当に嬉しいと感じております。来年もご指名いただければ是非とも担当させていただこうと思います。

(法教育委員会委員 須藤 公太)

# 出前授業体験記

## 番外編

出前授業は楽しい。でも、その楽しい出前授業の前には地道な(?)努力があるということを皆さんはご存じでしょうか。今回は出前授業体験記番外編として担当弁護士が事前にどのような準備をして出前授業に臨んでいるのかを少しだけ公開しちゃいます。

まず頭を悩ませるのがテーマの設定です。担当弁護士が独りよがりの話をしても生徒には伝わりませんから、生徒が聞いてみたい、学校の先生が伝えたいと思うようなテーマを設定しなければなりません。そこで役に立つのが事前のリサーチです。出前授業の依頼を受けたら、学校の先生に電話をして、「最近、そちらの学校で話題になっていることはなんですか? 弁護士に話をしてもらいたいことはありますか?」と素材の聴き取りをします。そして、例えば卒業後に就職する生徒が多い場合は、ブラック企業に引っかけられないように労働法のエッセンスを話します。

最近のトレンドは、やはりインターネットやSNSに関するもの。今の中高生は生まれたときからデジタ

ル通信機器が当たり前のように存在していた「デジタルネイティブ」世代。文字や画像をインターネット上にアップすることには抵抗感が少ないようで、気軽に投稿してしまつてあとでトラブルになってしまうことも多いのです。ここで「人に無断で投稿してはダメ!」で終えたのでは弁護士が授業を担当した意味がありません。さらに踏み込んで肖像権やプライバシー権という権利があるのだよ、そして私たちの社会がこの権利を定めているのは、個人を個人として認め合う、そういう個人を尊重する社会に価値があると考えているからだよ、という話に繋げていきます。

もちろん、事前の準備どおりに上手くいくことばかりではないのですが、それでも普段やっている裁判も、出前授業も、準備は決して裏切らないと固く信じて、担当弁護士は今日もせっせと出前授業の準備を重ねていくのです。

(法教育委員会委員 飯田 学史)

# 岸根高等学校 裁判傍聴引率

平成30年11月16日、神奈川県立岸根高等学校の生徒40名の裁判傍聴を引率しました。

裁判傍聴は、法教育活動の一環で、裁判の雰囲気を感じてもらうことも目的の一つとしています。

当日傍聴した裁判の概要は、「被告人は、前科が数件あり、住居侵入、窃盗未遂、覚せい剤取締法違反の罪で起訴されていましたが、その後の捜査により、窃盗既遂の余罪が発覚し、追起訴された」というものでした。

今回裁判傍聴に参加した生徒達は、そもそも刑務所

に入ったことのある人を見たことがなかったからか、被告人が刑務所に何度も行っていることに驚きを隠せないようでした。生徒達の反応は、私にとっては新鮮なものでした。

今回、私は初めて裁判傍聴の引率を担当して、裁判という非日常に初めて触れる生徒を見ました。弁護士1年目をやっと終え、少し業務に慣れ始めた今、私もあらためて初心に戻って日々の業務に打ち込もうと決意しました。

(法教育委員会委員 楠田 真司)



# 法教育ブックレビュー

中学校のための  
法教育11教材

一人ひとりを大切に子どもを育む



本書は、日本弁護士連合会市民のための法教育委員会が製作した中学校向け法教育教材で、2017年9月に出版された小学校向け教材本の続編です。同書と同じく、子ども（学校現場）に身近な題材を用いて、現在の社会の基礎となっている法・ルールの「本質」を自ら考え、理解を深めるための教材が詰まっています。

題材となっている法・ルールの「本質」とは、契約自由の原則・過失責任の原則・権威・立憲主義・正義・公平・手続の公正といった諸原則です。これらの諸原則を、ルール作りや民事模擬調停、刑事模擬裁判といった活動に落とし込み、教材として学校現場で使いやすいよう製作されています。その意図するところは、一人ひとりを大切にするという「個人の尊厳」を尊重する社会の担い手を育てることに寄与したいという、弁護士会法教育の取り組みの根本です。

主要な読者は、中学校教員や教育研究者を想定しており、本書をそのまま授業で使用できますし、当会法教育センターを通じて弁護士の出前授業を依頼される際の参考にもなるでしょう。

最も大切なことは、授業者と生徒の目的に合った内容となるよう、適切に内容をアレンジすることです。弁護士の出前授業の依頼をされる場合はもちろん、教員の皆さんが授業をされる場合にも、当会法教育セン

ターへ、単元の趣旨や調整の方向等をお問い合わせいただければ、できる限り対応させていただきます。ただ、時間には余裕を持ってお問い合わせいただけますと幸いです。

(法教育委員会委員 入坂 剛太)



神奈川県弁護士会

## 法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

●●●こんなことを頼めます…●●●

- 裁判傍聴会** 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。
- 出前授業** 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。
- 模擬裁判** 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

### お問合せは

横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会内  
神奈川県弁護士会法教育センター  
TEL 045-211-7711 FAX 045-211-7718  
受付時間 月～金 午前9時～12時 午後1時～5時

## ホームページにアクセス!

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

神奈川県弁護士会ホームページ  
(<http://www.kanaben.or.jp>)にアクセス!

編集

後記

編集後記は、現在は11名の編集委員で持ち回りで書いていますが、そうすると自分の番が回ってくるのは、大体5年に一度です。5年後、また自分の編集後記の番が回ってくるまで編集委員をやっているかどうかわかりませんが、今後も、これまでのような、内容の濃い編集会議が続けられれば、と思っています。  
(青木康郎)



法教育

編集委員

Law-Related Education

細貝 嘉満 (デスク)	青木 康郎	
田丸 明子	河野 隆行	服部 知之
村上 貴久	押田 美緒	大木秀一郎
松浦ひとみ	伊藤 真哉	岩崎 健太